

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	観覧料の減免	
根拠条例等・条項	堺市立文化館条例第7条 堺市立文化館条例施行規則第5条、第6条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>観覧料等の減免については、堺市立文化館条例第7条、堺市立文化館条例施行規則第5条、第6条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立文化館条例、堺市立文化館条例施行規則】別紙参照</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	

別紙

【堺市立文化館条例】

(観覧料の減免)

第7条 市長は、特に必要と認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。
(観覧料の減免)

第5条 条例第7条の規定により観覧料を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内にある学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校又は中学校(特別支援学校の小学部又は中学部を含む。)の児童又は生徒及びこれらを引率する教職員(当該児童又は生徒が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が、教育上の目的で観覧するとき。全額
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センターの児童及びこれらを引率する教職員(当該児童が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が、教育上の目的で観覧するとき。全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が観覧するとき。全額
- (4) 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が観覧するとき。全額
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が観覧するとき。全額
- (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第13条第2項の規定により市が援助を行っている老人クラブの構成員である者が、教養の向上の目的で当該老人クラブの活動として観覧するとき。全額
- (7) 本市の区域内に住所を有する65歳以上の者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が観覧するとき。全額
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長において特別の理由があると認める者が観覧するとき。市長が必要と認める額

(観覧料の減免申請)

第6条 条例第7条の規定により、観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、アルフォンス・ミュシャ館観覧料減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることがある。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める証明書類を文化館の窓口において提示することにより、前項の申請書に代えることができる。

- (1) 前条第3号に規定する者 身体障害者手帳
- (2) 前条第4号に規定する者 療育手帳
- (3) 前条第5号に規定する者 精神障害者保健福祉手帳
- (4) 前条第7号に規定する者 本市の区域内に住所を有すること及び年齢を確認することができる書類(公的機関が発行するものに限る。)